

平成 28 年度「ラウンドテーブル」 議事要旨

<日時>

平成 28 年 10 月 28 日（金） 14 時 30 分～16 時 30 分

<場所>

内閣府公益認定等委員会委員会室（虎ノ門 37 森ビル 12F）

<出席者>

【相談員（※）】

大内 隆美（元内閣府公益認定等委員会新公益法人制度普及・啓発員）	構想日本
佐々木 健一（公認会計士・税理士）	虎ノ門有限責任監査法人
篠田 憲明（弁護士）	三宅坂総合法律事務所
古川 美和子（税理士）	辻・本郷税理士法人
本田 聡（弁護士）	鳥飼総合法律事務所

（※）内閣府が一般法人又は公益法人を対象に平成 22 年度から実施している「新公益法人制度の理解を深めるための相談会」において各法人からの個別相談に対応している相談員。弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して内閣府が委嘱。

【公益認定等委員会】

山下徹委員長、小森幹夫委員長代理、北地達明委員、小林敬子委員、西村万里子委員、堀裕委員、恵小百合委員

<テーマ及び趣旨>

【テーマ】

公益法人を目指す一般法人や公益法人の支援の在り方について
～公益認定申請相談や法人運営相談の実情を踏まえて～

【趣旨】

現行の公益法人制度は実施から 8 年目を迎え、全国的に特例民法法人から公益法人への移行がおおむね完了する一方、新たに一般法人から公益認定を受ける法人が着実に増加している。

このような中、公益法人には「自立」と「自律」に基づく安定的運営が、公益認定を目指す一般法人には公益法人制度に関する適切な理解が求められている。また、これらの法人の審査・監督を行う公益認定等委員会においては、法人の実情や課題を踏まえつつこれまでの知見と経験を生かして現行制度の運用に関する情報提供を行うなど、法人の支援の在り方を充実していくことが有益であると考えられる。

このような観点から、内閣府相談員の参画を得て、法人からの相談内容を踏まえて意見交換を行い、知見を共有して全国へ発信するとともに、公益法人を目指す一般法

人や公益法人の支援の在り方の検討に生かし、もって国民・市民のための公益の増進に資する。

<議事概要>

2つの視点例（1．一般法人からの公益認定申請に関する相談について、2．公益法人からの運営に関する相談について）に沿って、各相談員から説明を行ったのち、意見交換を行った。（以下、相談員からの主な発言を列挙）

1．一般法人からの公益認定申請に関する相談について

- 新規に一般法人を設立して公益認定申請を検討している法人は、税制優遇を受けたいというところが多い。ただし、公益法人になれば認定基準を満たし続けなければならないが、その点について法人側で十分に検討されていない場合もあるのではないか。基準を満たし継続していく自信がないという声もある。
- 公益認定申請を行うか否か検討中の法人は、認定後の法人運営について、事務負担というより、経営における価値観やミッションが変わってしまうことに関する心理的負担を感じている。公益認定後、どのような経営上の変化、もしくは法人運営上の変化が生じるのかが見えないので、公益認定申請を躊躇しており、ミッションの変化の有無の見定めが重要であることを法人に伝えている。
- 公益認定を受けられるのか否かということに慎重になりすぎて準備が進まないという事例が多い。また、申請書類をどのように作成すればよいか分からないという相談もある。
- 公益認定申請を行うか否か検討中の法人からは、事務負担として、公益法人になると定期提出書類等に関する事務処理に対応できないのではないか、との相談がある。
- 公益認定申請を行うか否か検討中の場合、公益法人となった後に財団側あるいは社団側が良くなるのか、どのように前に進んでいくのかということを検討されていないケースが多い。たとえば、寄附を貰えるので、との話をよく聞くが、これまでの寄附の状況や、公益法人になったときに寄附がどれくらい増えるのか、方策があるのかを尋ねると、大概検討されていない。このため、公益法人になったら本当に寄附を貰えて活動が潤っていくのかも含め、もう一度考えていただくよう促している。
- 公益とは何か、特定多数ではだめで不特定多数でなければならないということを意外と理解されていないケースが多い。また、事業にばかり意識が行き、定款に定める目的とのつながりをうまく表現できていないこともある。これらのことを、申請書記載上のポイントとして伝えている。
- 過去の相談を類型化し、ある程度まとめて公表すると良いのではないか。法人が相

談に行ってみたいと思うときに、事前に様々な情報に接することができる。

- 公益認定申請を検討中の法人に対して、例えば、実際に認定を受けた法人の経営者の方から、法人運営の価値感やミッションにどのような変化があったか、という実体験を語っていただく場があると良いのではないか。
- 申請書の書き方などに関するセミナーの開催や、経営手法・事業運営などについて各法人の事情に応じてフェイス・ツー・フェイスで学べる場を提供する中間支援団体の増加が期待される。

2. 公益法人からの運営に関する相談について

- 収支相償についての質問が圧倒的に多い。一時的に公益目的事業に係る収入が増加し、その実施に要する費用を上回る状態が2, 3年続いたのでどのようにすればよいかという相談がある。
- 収支相償に関係して、どのような形のものが特定費用準備資金になるのかという相談や、収支相償を満たすことも念頭に置いた指定正味財産の会計処理についての相談が多い。関連して、寄附者の使途指定の確認方法や指定の解除要件についての相談など、近年、寄附にまつわる相談が多いと感じている。
- 財政的な不安から、ゆくゆくは法人を解散する、あるいは他の団体と一緒にするというような、解散や合併等に関する相談が増えてきているように思う。
- 収支相償、これに伴う遊休財産、内部留保に関する相談が多く、近年は立入検査に関する相談も多いと感じる。株の配当が増加して収入が費用を上回ってしまったというケースもあれば、会費や債券運用に拠っていて基本財産を取り崩したいというケースもあり、相談内容が両極端に分かれている。
- 理事会等のガバナンスに関する相談が多い。また、収支相償や変更申請・届出に関する相談もある。
- ファンドレイジング、収益事業の開始・拡大、不動産売却などによる資金調達といった事柄は、会計税務や法律の専門家だけでは答え切れない部分がある。このような点でも、中間支援の場が期待される。
- 現行の公益法人制度の創設は、公益を民が決め、法人が自立して運営を行うためにふさわしいガバナンスが必要、ということが大きな趣旨だった。しかしながら、昨今は制度趣旨を理解せず、例えばチェックポイントに該当しているか、といった点をチェックすることが自己目的化してしまっているように感じる。本来趣旨に立ち返り、現場の声を聴きながら一緒にやっていくことが理想であろうと思う。